



### 国民健康保険税

# 年金

## 納税通知書を発送します

国民健康保険税は、加入者の負担能力に応じて課税され、 病気やけがの医療費支払いに充てられる大切な財源です。

平成27年度の税額は、平成26年中の所得を基に算定され、 基礎課税分と後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分 の合計額となっています。基礎課税分と後期高齢者支援金等 課税分は全加入者が、介護納付金課税分は40~64歳の加入 者が課税対象です。

#### 納税通知書・税額決定通知書を発送

納付書や口座振替で納付している世帯主には、納税通知書を7月15日(水)に発送します。年金から直接引き落とす特別 徴収で納付している世帯主には、税額決定通知書を7月22 日(水)に発送します。

#### 国民健康保険税の課税限度額が改正

国民健康保険税の課税限度額は、地方税法で定められる法 定課税限度額の範囲内で、市町村が定めることとされていま す。市では、平成27年度分以降の課税限度額を次の通り改 正しました。

- ○基礎課税分…51万円→据え置き(52万円)
- ○後期高齢者支援金等課税分…14万円→16万円(17万円)
- ○介護納付金課税分…12万円→14万円(16万円)

○合計…77万円→81万円(85万円)

\* かっこ内は法定課税限度額

#### 国民健康保険税の減額

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の減額制度があります。平成27年度から、5割減額・2割減額世帯の対象範囲が拡大されます。世帯主と加入世帯員(所得申告を要する人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、軽減の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

- ○7割減額…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の 所得)が、33万円以下の世帯
- ○5割減額…前年中の合計所得が、26万円×加入世帯員数 +33万円で算出した額以下の世帯
- ○2割減額…前年中の合計所得が、47万円×加入世帯員数 +33万円で算出した額以下の世帯

災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、 分割納付や減免を受けられる場合があります。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。納税の相談は納税課(☎20-1519)へ。



## 国民年金保険料の免除制度

# 納付が困難な場合は申請を

平成27年度の国民年金保険料は月額1万5,590円です。 将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、申請をすることにより保険料の全額免除や一部免除を受けることができます。

- ○全額免除…保険料の全額が免除
- ○4分の1納付…保険料の4分の3が免除
- ○2分の1納付…保険料の2分の1が免除
- ○4分の3納付…保険料の4分の1が免除

免除制度を利用するには、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。承認期間は、平成27年7月分~28年6月分です。保険料の納付期限から2年以内であれば免除申請ができます。

現在、給付されている国民年金の2分の1は国の負担で賄われています。そのため全額免除の期間があっても、受け取る年金には国の負担に相当する額が算入されます。保険料の



免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると将来の基礎年金 やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金などが受け られない場合があります。一部納付制度を利用しても納める べき一部保険料に未納があれば無効となり、受給資格期間と 年金額に算入されませんので注意してください。

#### そのほかの免除制度

- ○若年者納付猶予制度…30歳未満の人が対象(本人・配偶者 の所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は 算入されません)
- ○学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を 計算する際には、この期間は算入されません)
- ○法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額を計算する際には、国の負担に相当する額が算入されます)

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または保険年金課(☎20-1547)へ。